

議案第 23 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 その 2 第 1 項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分		1 件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物 新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅		5,000 円	36,800 円	
共同住宅等	住戸部分（棟の申請戸数）	1 戸	5,000 円	36,800 円
		2 戸以上 5 戸以下	10,100 円	74,500 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,300 円	104,800 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,900 円	147,500 円
		26 戸以上 50 戸以下	48,400 円	211,900 円
		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	303,800 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	633,600 円
	共用部分（床面積）	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	117,900 円
300 平方メートルを超		18,400 円	155,500 円	

	え 1,000 平方メートル以内のもの		
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	194,500 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	303,000 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	389,100 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	465,100 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	541,700 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
  - ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第5その2第2項の表を次のように改める。

2 非住宅建築物の場合

区分		1 件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素	その他の場合	
		建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であつて、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅 建築物 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	93,800 円	256,700 円
	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円	124,900 円	321,600 円
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	157,300 円	415,200 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	254,700 円	592,600 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	332,600 円	730,000 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	399,800 円	862,900 円
	25,000 平方メートル以内のもの	217,000 円	469,000 円	984,500 円

	トルを超えるもの			
--	----------	--	--	--

備考  
この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

別表第5その3第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分（一棟の申請戸数）	1戸	3,000円	18,900円
		2戸以上5戸以下	6,000円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	54,100円
		11戸以上25戸以下	17,300円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	335,300円
		共用部分（床面積）	300平方メートル以内のもの	6,000円
300平方メートルを	11,000円		79,500円	

		超え 1,000 平方メートル以内のもの		
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	100,100 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	160,200 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	208,300 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	249,900 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
  - ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第5その3第2項の表を次のように改める。

2 非住宅建築物の場合

区分		1 件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	300 平方メートル以内のもの	6,000 円	47,900 円	129,400 円
(床面積)	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円	64,300 円	162,600 円
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	81,500 円	210,600 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	136,000 円	305,300 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	180,000 円	379,300 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	217,200 円	449,600 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	256,100 円	514,900 円
	備考			
この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をい				

う。

別表第6その1の表第4号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第5号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第36条第2項において準用する法第35条第2項」に改め、同表第6号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

別表第6その2の表を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300平方メートル以内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円

の				
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,000 円	107,000 円	266,000 円	592,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,000 円	161,000 円	348,000 円	730,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,000 円	200,000 円	418,000 円	862,000 円
25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	249,000 円	490,000 円	984,000 円

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額

ロ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額

ハ イ又はロに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額を超える場合は、当該第 4 欄又は第 5 欄の金額

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

別表第 6 その 3 の表を次のように改める。

建築物エネルギー	1 件当たりの手数料の金額
----------	---------------

消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合
300 平方メートル以内のもの	6,000 円	11,000 円	50,000 円	129,000 円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円	16,000 円	64,000 円	162,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,000 円	24,000 円	85,000 円	210,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	62,000 円	142,000 円	305,000 円

の				
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,000 円	95,000 円	188,000 円	379,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,000 円	118,000 円	227,000 円	449,000 円
25,000 平方メートルを超えるもの	130,000 円	147,000 円	268,000 円	514,000 円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
  - イ 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額
  - ロ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額
  - ハ イ又はロに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額を超える場合は、当該第 4 欄又は第 5 欄の金額
- 2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

別表第 6 その 4 の表を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1 件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	以下この表において 同じ。)である場合	の向上に関する法律 第2条第1項第3号 の規定に基づき定め られた簡易な評価方 法であって市長が別 に定める方法により 評価されたものである 場合	
300 平方メートル以 内のもの	5,000 円	25,000 円	64,000 円
300 平方メートルを 超え 1,000 平方メ ートル以内のもの	8,000 円	32,000 円	81,000 円
1,000 平方メートル を超え 2,000 平方 メートル以内のも の	12,000 円	42,000 円	105,000 円
2,000 平方メートル を超え 5,000 平方 メートル以内のも の	31,000 円	71,000 円	152,000 円
5,000 平方メートル を超え 10,000 平方 メートル以内のも の	47,000 円	94,000 円	189,000 円
10,000 平方メー トルを超え 25,000 平 方メートル以内の もの	59,000 円	113,000 円	224,000 円
25,000 平方メー トルを超えるもの	73,000 円	134,000 円	257,000 円

備考

- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄

別表第6その5第1項の表を次のように改める。

- 住宅の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸部分(申請戸数)	1戸	5,000円	36,800円
		2戸以上5戸以下	10,100円	74,500円
		6戸以上10戸以下	17,300円	104,800円
		11戸以上25戸以下	28,900円	147,500円
		26戸以上50戸以下	48,400円	211,900円
		51戸以上100戸以下	86,800円	303,800円
		101戸以上200戸以下	137,400円	411,500円
		201戸以上300戸以下	173,600円	539,600円
	301戸以上	185,100円	633,600円	
	共用部分(床面積)	300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
10,000平方メートルを		173,600円	465,100円	

	超え 25,000 平方メートル以内のもの		
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	541,700 円

備考

- この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表第6その5第2項の表を次のように改める。

2 非住宅建築物の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物	その他の場合	
			申請に係る建築物	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	93,800 円	256,700 円
(床面積)	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円	124,900 円	321,600 円
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	157,300 円	415,200 円

	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	254,700 円	592,600 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	332,600 円	730,000 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	399,800 円	862,900 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	469,000 円	984,500 円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

別表第6その6第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1棟当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			3,000 円	18,900 円
共同住宅等	住戸部分（申請戸数）	1 戸	3,000 円	18,900 円
		2 戸以上 5 戸以下	6,000 円	38,200 円
		6 戸以上 10 戸以下	10,400 円	54,100 円
		11 戸以上 25 戸以下	17,300 円	76,600 円
		26 戸以上 50 戸以下	29,000 円	110,800 円

		51 戸以上 100 戸以下	52,000 円	160,500 円
		101 戸以上 200 戸以下	82,400 円	219,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	104,100 円	287,100 円
		301 戸以上	111,100 円	335,300 円
共用部分（床面積）		300 平方メートル以内のもの	6,000 円	59,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円	79,500 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	100,100 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	160,200 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	208,300 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	249,900 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
  - 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
  - 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
  - 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6その6第2項の表を次のように改める。

2 非住宅建築物の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物 エネルギー消費性 能向上計画が、建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第35 条第1項各号に掲 げる基準又はこれ と同等の基準に適 合するものとし て、市長が別に定 める方法により技 術的審査を受けた ものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物 エネルギー消費性 能向上計画が、建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第35 条第1項各号の規 定により定められ たものである場合	左記以外の評価方 法により評価され たものである場合
非住宅 建築物 (床面 積)	300平方メートル 以内のもの	6,000円	47,900円	129,400円
	300平方メートル を超え1,000平方 メートル以内のも の	11,000円	64,300円	162,600円
	1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のも の	17,300円	81,500円	210,600円
	2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のも の	52,000円	136,000円	305,300円
	5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のも の	82,400円	180,000円	379,300円

	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	217,200 円	449,600 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	256,100 円	514,900 円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

別表第6その7第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分		1 件当たりの手数料の金額			
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であり、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅		5,000 円	18,700 円	36,800 円	
共同住宅等	住戸部分	1 戸	5,000 円	18,700 円	36,800 円
		2 戸以上 5 戸以下	10,100 円	35,300 円	74,500 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,300 円	51,200 円	104,800 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,900 円	73,600 円	147,500 円
		26 戸以上 50 戸以下	48,400 円	111,100 円	211,900 円
		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	168,100 円	303,800 円

		戸以下			
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	239,500 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	309,500 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	352,100 円	633,600 円
	共用部 分	300 平方メー トル以内のも の	10,100 円	117,900 円	117,900 円
		300 平方メー トルを超え 1,000 平方メ ートル以内の もの	18,400 円	155,500 円	155,500 円
		1,000 平方メ ートルを超え 2,000 平方メ ートル以内の もの	28,900 円	194,500 円	194,500 円
		2,000 平方メ ートルを超え 5,000 平方メ ートル以内の もの	86,800 円	303,000 円	303,000 円
		5,000 平方メ ートルを超え 10,000 平方メ ートル以内の もの	137,400 円	389,100 円	389,100 円
		10,000 平方メ ートルを超え 25,000 平方メ ートル以内の もの	173,600 円	465,100 円	465,100 円
		25,000 平方メ ートルを超え るもの	217,000 円	547,100 円	541,700 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
  - ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6その7第2項の表を次のように改める。

2 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	その他の場合 左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	256,700円
(床面積)	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	124,900円	321,600円

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	157,300 円	415,200 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	254,700 円	592,600 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	332,600 円	730,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	399,800 円	862,900 円
25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	469,000 円	984,500 円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。